

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2025年5月30日

千葉市長

殿



提出者

住 所 埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎2-3-11

氏 名 大成ロテック株式会社 北関東支社

第一営業所

営業所長 本図 淳

電話番号 048-884-3783

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大成ロテック株式会社 北関東支社
事業場の所在地	埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎2-3-11
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D-06 総合建設業
②事業の規模	令和6年度 元請完成工事高 10,423,669千円
③従業員数	128名

	④産業廃棄物の一連の処理の工程	木くず 破碎後 粒度分別し 火力発電等 バイオマス燃料発電所等へ再利用
--	-----------------	-------------------------------------

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 【 別紙1 】 参照			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	排 出 量	1256.04 t	t
	(これまでに実施した取組) ・当社は建設業のため、受注状況によって大きく変動するが、中間処分施設へ搬入し、破碎後、最終処分場で再生資源化を図っている。 ・今年度に発生した廃棄物は主に道路工事による、排出場所により処分場が 選定される為 毎年産業廃棄物処理業者評価リストを作成し、現地確認や優等認定処理業者への処理委託を推奨している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	排 出 量	0 t	t

		(今後実施する予定の取組) ・現状を維持しながら廃材の発生抑制に一層努める。 ・優良認定処理業者への処理委託を推奨する
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状		(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・木くず 破碎後再資源化 ・年1回の社員への環境教育を実施し、分別意識の向上に努めている
計画		(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・木くず 破碎・選別を繰り返し再資源化を図る。 ・年1回の社員への環境教育を実施し、分別意識の向上に努めている

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	

		自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
		自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
		(これまでに実施した取組)		
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	木くず	
		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
		(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	木くず		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t		t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	木くず		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t		t
	(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	全処理委託量	1256.04 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	1256.04 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・木くず→1次破碎→2次破碎→選別→バイオマス燃料として再資源化 ・木くず→破碎→選別→選別→有機堆肥として再資源化		

（第5面）

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	全処理委託量	0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t

		(今後実施する予定の取組) ・木くず → 破碎 → 再資源化 ・優良認定処理業者への処理委託を推奨する
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

と。

- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

管 理 組 織 図

2025年4月1日 現在

【別紙1】

本社組織

支社組織

営業所・合材工場組織

